

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
シエラレオネ	シエラレオネ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とシエラレオネ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	400,000千円 -----	2020.7.8 アクラ（ガーナ）で （同日）	日本側 姫野勉在シエラレオネ大使（ガーナにて兼轄） シエラレオネ側 フランシス・ザアニーニ高等弁務官	2020.9.3 368号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。